

掲示 第212号

酒田港外港地区指定保税地域の追加指定等に関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、下記のとおり追加指定等したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月30日

東京税関長 松村 武人

記

1. 指定保税地域の一部取消し対象土地

土地

所在地：山形県酒田市字高砂233番地先

面 積：3, 170. 39 平方メートル

区 域：山形県酒田市字高砂233番地先の外港地区高砂ふ頭北地点（北緯38度57分01. 5403秒、東経139度48分58. 5155秒）をE1地点として、同地点から方位角291度12分46秒、70. 329メートルの地点をE2として、同地点から方位角201度12分46秒、41. 800メートルの地点をE3として、同地点から方位角111度12分46秒、111. 829メートルの地点をE4として、同地点から方位角21度12分46秒、5. 400メートルの地点をE5として、同地点から方位角291度12分45秒、40. 000メートルの地点をE6として、同地点から方位角201度12分46秒、0. 400メートルの地点をE7として、同地点から方位角291度13分09秒、1. 500メートルの地点をE8として、E1地点からE8地点を順次直線で結んだ線及びE8地点とE1地点を結んだ線によって囲まれる3, 170. 39 平方メートルの土地

2. 指定保税地域追加対象

(1) 土地

所在地：山形県酒田市高砂233-1番、233-1番地先、234番、
234番地先、237番及び238番

面 積：17, 472. 28 平方メートル

区 域：山形県酒田市高砂237番の外港地区高砂ふ頭北地点（北緯38度56分58. 5505秒、東経139度49分00. 1500秒）をF1地點として、同地點から方位角291度01分37秒、36. 440メートルの地點をF2として、同地點から方位角291度11分46秒、117. 109メートルの地點をF3として、同地點から方位角21度12分46秒、109. 150メートルの地點をF4として、同地點から方位角111度12分46秒、1. 600メートルの地點をF5として、同地點から方位角21度12分46秒、4. 600メートルの地點をF6として、同地點から方位角111度12分46秒、40. 400メートルの地點をF9として、同地點から方位角111度12分46秒、111. 829メートルの地點をF10として、F1地點からF10地點を順次直線で結んだ線及びF10地點とF1地點を結んだ線によって囲まれる17, 472. 28 平方メートルの土地

(2) 建設物

名 称：酒田港外港地区高砂1号岸壁

所在地：山形県酒田市高砂234番地先

構 造：ケーソン式係船岸壁

面 積：327. 25 平方メートル

3. 追加指定等年月日

令和2年8月26日